



中村太郎税理士事務所
Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

NEWS LETTER

6月といえば梅雨。雨が多いのはなんとなく気が滅入りますが、この時期に雨が少ないと夏の水不足が心配になります。どうせなら日本の風物詩として楽しみたいですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

6

2015



ふるさと納税の改正

非上場株式等と上場株式等の損益通算
来年以降不可に
平成27年度の雇用保険料率と
労災保険率が決定
業種別にみる若年正社員定着に
最も効果のある対策

中村太郎税理士事務所

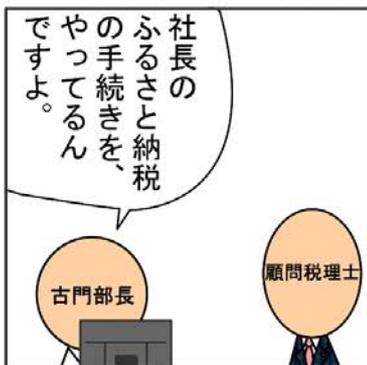
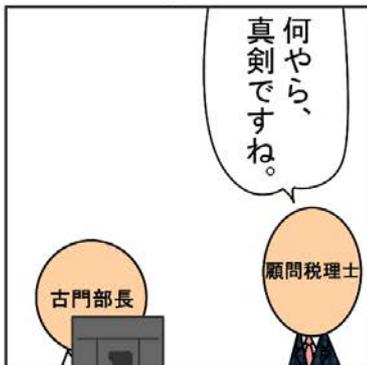
東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502

TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

ふるさと納税の改正



先に言ってよ



個人が都道府県や市区町村（以下、「自治体」）に寄附をすることで、所得税と個人住民税あわせて最高で自治体への寄附合計額から2,000円を除いた寄附金額が軽減される『ふるさと納税制度』。この制度が平成27年度税制改正により拡充されました。

改正の内容

1. 上限が約2倍に拡充

これまでふるさと納税の上限額は、おおむね個人住民税の所得割額の1割でした。これが平成27年1月1日以後の寄附から、おおむね**個人住民税の所得割額の2割**となりました。この上限額について、総務省の試算によれば次のとおりです。

【2,000円を除いた全額控除される寄附上限額】※夫婦（配偶者は専業主婦）のみのケース。

給与年収	改正前	改正後	給与年収	改正前	改正後
500万円	30,000円	59,000円	900万円	77,000円	154,000円
700万円	55,000円	108,000円	1,500万円	190,000円	382,000円

2. 確定申告不要者は、手続きが簡便に

これまでふるさと納税を適用するためには、確定申告をしなければなりません。これが、平成27年4月1日以後の寄附については、確定申告をする必要のない人について、ふるさと納税寄附先が5団体を超えない場合には、確定申告をしなくとも、寄附時に寄附先へ“ワンストップ特例申請書”を提出することで、ふるさと納税を適用することができるようになりました。

郵便振替の半券等、振込票の控が受領証に

確定申告によりふるさと納税を適用する場合には、申告書に寄附先からの受領証を添付します。この受領証について、振込票の控が利用できることになりました。

この場合における“振込票の控”とは、右のような郵便振替の半券や振込依頼書の控を指します。

また、ふるさと納税専用口座への振込である場合には、これらの他、ATM（現金自動預け払い機）の振込等により受領する控でも認められます。ただしこの場合には、ふるさと納税専用口座であることがわかる書類を寄附先から入手し、添付する必要があります。



総務省HP「ふるさと納税に係る確定申告不要者の寄付金控除の取扱いについて」(平成27年4月1日 総務省第27号 総務省自治税務局市町村税課長通知)より

非上場株式等と上場株式等の損益通算 来年以降不可に



私が保有している非上場株式と上場株式を整理していく予定でいます。現状の株価を試算してみたところ、非上場株式は譲渡益が、上場株式は譲渡損が生じそうなので、両者の通算を視野に入れていきます。今年実行すべきか、あるいは来年実行すべきか悩んでいます。いずれにしろ、これらを通算することが可能であることは間違いありませんか。



ご相談のケースの場合、平成28年1月1日以後の譲渡については、非上場株式に係る譲渡益と上場株式に係る譲渡損を通算することはできません。

税制改正の内容

金融所得課税については、税制抜本改革法等において一本化が検討され、その後税制改正がなされています。そのなかで平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以後の譲渡

については、非上場株式等に係る譲渡所得と上場株式等に係る譲渡所得とを別々の課税制度（他の所得と切り離して課税する分離課税制度）とすることになりました。

中小企業経営者等にとって、この改正は影響が大きいと予想されます。もし通算をお考えであれば、年内の実行をご検討ください。

なお上記の他、平成28年1月1日以後の金融所得課税の体系が大きく変わります。概要は以下の表のとおりです。

【平成28年1月からの金融所得一体課税の主な概要図】

現行（平成27年12月31日まで）		改正後（平成28年1月1日以後）	
利子所得 （源泉分離課税 20%※1）	公社債の利子 公社債投信の収益分配金	利子所得	特定公社債※2の利子 公募公社債投信の収益分配金
非課税所得	次の譲渡益、譲渡損 ・公社債 ・公社債投信	上場株式等に係る 譲渡所得等※3	次の譲渡益、譲渡損 ・特定公社債※2 ・公募公社債投信 ・上場株式 ・公募株式投信
株式等に係る譲 渡所得等	次の譲渡益、譲渡損 ・上場株式 ・非上場株式 ・株式投信	配当所得 （申告分離課税を 選択したもの）	上場株式の配当 公募株式投信の収益分配金
配当所得 （申告分離課税を 選択したもの）	上場株式の配当 公募株式投信の収益分配金	利子所得 （源泉分離課税 20%）	特定公社債以外 の公社債の利子（同族 会社発行社債に係る一定のもの※4を除く） 私募公社債投信の収益分配金
申告分離課税（20%※1） + 損益通算の可能範囲		一般株式等に係る 譲渡所得等※3 （申告分離課税 20%※1、損益通算は この範囲内）	次の譲渡益、譲渡損等（同族会社発行 社債に係る一定のもの※4を除く） ・特定公社債以外 の公社債 ・私募公社債投信 ・非上場株式

申告分離課税
（20%※1）
+ 損益通算の
可能範囲

※1 復興特別所得税を除いた、所得税15%+住民税5%。
 ※2 特定公社債は、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前発行の公社債（同族会社発行社債を除く）等一定の公社債を指す。
 ※3 株式等に係る譲渡所得等は、上場株式等とそれ以外（一般株式等）に区分し、別々の分離課税制度へ。原則として相互間での通算等は不可。
 ※4 同族会社発行社債に係る一定のものは、総合課税。

平成27年度の雇用保険料率と 労災保険率が決定

社会保険・労働保険の保険料率は定期的に変更されていますが、平成27年4月に雇用保険料率と労災保険率が以下のとおり、決定しました。

雇用保険料率

雇用保険には従業員が離職し、次の就職先が決まるまでの期間について、生活の安定を図り求職活動を支援することを目的として支給される基本手当や、育児休業期間に受給することのできる育児休業給付金など、様々な給付制度が設けられています。雇用保険料率はこれらの給付と雇用保険料の収支の見通しや積立金の状況等に応じて、年度ごとに見直しが行われています。平成27年度は昨年度と同様で、右表のとおりとなりました。

平成27年度の雇用保険料率

	① 労働者 負担	② 事業主 負担	内訳		①+② 雇用保険 料率
			失業等 給付の 保険料率	雇用保険 二事業の 保険料率	
一般の 事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造 の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の 事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

労災保険率

労災保険率は、原則3年ごとに過去3年間の業務災害の発生率などを基に改定が行われることになっていますが、平成27年度はその改定のタイミングとなりました。この労災保険率は54の業種があり、主な業種を取り上げると右表のとおりとなります。

業種により引き下げ、据え置き、引き上げと異なりますが、全体の平均では平成24年度と比べ1000分の1の引き下げとなりました。6月は年度更新を行う時期です。適用する保険率を誤らないように、申告書を確認しましょう。

労災保険率表(抜粋)

事業の種類 の分類	事業の種類	平成24年度	平成27年度
建設 事業	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	13/1000	11/1000
	製造業		
製造業	食料品製造業	6/1000	6/1000
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5/1000	7/1000
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	7/1000	5.5/1000
	電気機械器具製造業	3/1000	3/1000
	その他の製造業	7/1000	6.5/1000
運輸業	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9/1000	9/1000
その他 の 業 種	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1000	7/1000
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5/1000	3.5/1000
	その他の各種事業	3/1000	3/1000

■ 引き上げとなった業種 ■ 引き下げとなった業種 □ 据え置きとなった業種

業種別にみる若年正社員定着に最も効果のある対策

少子化の進展により若年労働者数が減少傾向にあります。企業の存続を考えると、若年労働者の採用と定着は重要な課題です。ここでは、3月に厚生労働省から発表された調査結果（※）から、若年正社員の定着に最も効果のある対策をご紹介します。

コミュニケーションが大切

上記調査結果から、若年正社員の定着に最も効果のあった対策について、業種別に上位3つをまとめると右表のとおりです。全体（総数）では、「職場での意思疎通の向上」が最も効果のある対策とした事業所割合が最高になりました。次いで「本人の能力・適性にあった配置」、「教育訓練の実施・援助」の割合が高くなりました。

業種ごとにみると、「職場での意思疎通の向上」が最も効果のある対策とした業種が多いですが「本人の能力・適性にあった配置」が一番になる業種もみられます。この結果を見る限り、上記2つのどちらかが、若手正社員の定着に最も効果のある対策だといえそうです。

その他「教育訓練の実施・援助」、「仕事の成果に見合った賃金」も上位3つまでに入る業種がみられます。

業種別若年正社員の定着に最も効果のある対策別事業所割合（％）

	の職場での意思疎通	に本人の能力・適性	援助教育訓練の実施	仕事の成果に見合った賃金	採用前情報の提供
総数	25.3	18.5	12.2	10.8	8.6
鉱業、採石業、砂利採取業	16.9	22.1	13.6	16.2	10.5
建設業	17.6	25.0	14.1	16.2	5.9
製造業	22.8	26.7	9.7	13.3	10.8
電気・ガス・熱供給・水道業	34.5	21.6	8.3	2.1	4.9
情報通信業	25.4	20.7	13.3	8.7	11.0
運輸業、郵便業	25.6	19.1	7.8	12.5	6.6
卸売業	29.6	18.0	10.9	7.9	11.7
小売業	20.5	13.9	12.8	12.8	9.6
金融業、保険業	34.2	13.0	20.6	7.0	7.6
不動産業、物品賃貸業	22.3	15.3	11.5	13.6	12.5
学術研究、専門・技術サービス業	22.1	24.5	11.3	10.5	7.3
宿泊業、飲食サービス業	28.6	14.7	9.8	10.6	6.8
生活関連サービス業、娯楽業	28.8	14.7	11.6	10.6	8.1
教育、学習支援業	32.1	21.5	19.7	1.6	7.0
医療、福祉	27.4	15.1	11.3	9.4	6.6
複合サービス事業	44.0	9.3	15.6	3.9	5.3
サービス業（他に分類されないもの）	24.9	21.8	13.1	7.7	11.0

厚生労働省「平成25年若年者雇用実態調査」より作成

知ることが定着につながる

職場での意思疎通を図ることで、上司や先輩社員が、若年正社員の特性や考え方などを把握しやすくなります。若年正社員のことをより知ることができれば、適正な配置等がしやすくなり、若年正社員にとっても働きがいのある職場になっていくのではないかと思います。

若年正社員がなかなか定着しない企業では、定期的な面談をはじめ若年正社員と話をする機会を、今まで以上に増やすような取り組みをされてはいかがでしょうか。

（※）厚生労働省「平成25年若年者雇用実態調査」

5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから、産業別、事業所規模別に層化し、無作為に抽出した16,607事業所を対象に行われた調査です。有効回答率は61.9％となっています。ここでの若年正社員とは、調査基準日現在で満15～34歳の正社員をいいます。詳細は次のURLからご確認ください。http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/4-21.html

無料Wi-Fiを賢く安全に利用しよう

先日、海外へ行ったときに、無料のWi-Fi（ワイファイ）スポットが多くあることを知り、日本との違いに驚きました。そこで今回は、日本でのWi-Fi事情と、無料Wi-Fiのメリット・デメリットについてまとめました。

■ Wi-Fiとは

Wi-Fiとは、無線LANでインターネットに接続する技術のことをいいます。また、外出先で無線LANを使ってインターネットに接続できる場所を『Wi-Fiスポット』といいます。

■ 日本と海外の無料Wi-Fi事情

海外では公衆でのWi-Fiスポットの普及率が高く、Wi-Fiは身近な通信手段として利用されています。そのため無料Wi-Fiスポットが充実している面があります。

他方、日本ではデータ通信料金を定額で契約しているタイプが多く、Wi-Fiを利用しなくとも快適に接続できることや、セキュリティ面での問題から、公衆のWi-Fiスポットの整備が進んでいませんでした。

しかし、国の政策である訪日外国人旅行者の受入環境整備の一環で、観光のICT化の推進が掲げられ、無料公衆無線LAN環境の提供が進められています。また、東京オリンピック開催の決定なども影響し、訪日外国人旅行者向けの無料Wi-Fiスポットの整備や提供が増えているようです。例えば、KDDI子会社であるワイヤ・アンド・ワイヤレス社は、複数の法人および自治体と協力して、「TRAVEL JAPAN Wi-Fi」プロジェクトを発足させ、全国20万ヶ所以上のWi-Fiスポットへの無料接続が可能なスマートフォンアプリ「TRAVEL JAPAN Wi-Fi」を公開しています。これは、訪日外国人旅行者が各国の言語で、Wi-Fiスポットを通じて、日本全国の観光地の情報を無料で取得できるというものです。

■ 無料Wi-Fiのメリット・デメリット

訪日外国人旅行者向けだけでなく、日本人向けにも無料Wi-Fiスポットが増えてきてい

ますが、利用にあたってはメリットやデメリットをしっかりと理解することが大切です。

■ メリット

- ・無料でインターネットが使えるので、チケット代を抑えられる。
- ・スマートフォンの通信速度が速くなることがある。
- ・複数台の機器を同時に接続できる。

■ デメリット

- ・セキュリティ面で危険がある（情報を抜き取られる可能性がある）。

ではどのような点に注意して、無料Wi-Fiを有効活用すればよいのでしょうか。

□ 無料Wi-Fiを使うときのポイント

- ・暗号化されていないWi-Fiスポットには接続しない。
- ・銀行やクレジットカードなどの重要な個人情報扱うサイトにはアクセスしない。
- ・勝手に繋がらないように、Wi-Fiは手動接続に設定しておく。
- ・セキュリティが搭載されているアプリなどを使って、安全に利用する。

特に海外では、無料Wi-Fiのセキュリティ基準が定まっていない国もあるため、注意が必要です。最近では旅行や出張で海外に出かけても、無料Wi-Fiにより容易に連絡がとれて便利ですが、その反面、日本と同じような感覚で、海外でインターネットを安易に接続してしまう人も多いようです。それはとても危険なことです。ビジネスで使うスマートフォンは、一段とその意識を持ちたいものです。

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めにご手続きしておきましょう。

2015年6月

お仕事備忘録

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

2. 個人住民税の納期の特例

3. 賞与支払届の提出

4. 労働保険の年度更新

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

7. 梅雨どきの対策

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

2. 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで、納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。

毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

3. 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。

4. 労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

障害者及び高年齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）の提出期限は7月15日までとなっていますが、管轄のハローワークによっては、6月末までに提出してもらうようアナウンスしています。早めに人数を確認しておきましょう。

6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

お中元の発送リストは重複がないかなどのチェックを行い、数を確定させます。その後、贈答品の選定や発注をおこないましょう。贈答の品は持参することが前提です。もしデパートから配送する場合には、別便で手紙を送りましょう。

また、暑中見舞いは挨拶文の手配を早めに済ませ、同時進行で差出先の名簿を整え、宛名書きも始めましょう。近年では、日本郵便のWebサイト上でも作成できて便利です。

7. 梅雨どきの対策

雨の多い季節となってきました。6月11日は暦の上では「入梅」です。

夏が近づき、蒸し暑くなる日も増えるため、梅雨どきの対策として次の点に気を配りましょう。

- ◆浸水などの災害対策の確認
- ◆湿気などによる不良在庫の発生防止
- ◆郵便物や輸送物の水ぬれ対策
- ◆降雨による自動車事故の防止
- ◆食中毒の防止対策や健康面の管理

社内備品の不良箇所の修繕手配、社員への告知はもちろんのことですが、特に飲食・食品関連業、社員食堂をもつ企業や工場では衛生管理に気をつけたいところです。

お仕事 カレンダー

2015.6

労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、お中元や暑中見舞いの準備など通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	月	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（4月分） ●労働保険の年度更新（～7月10日）
2	火	先勝	
3	水	友引	
4	木	先負	
5	金	仏滅	
6	土	大安 芒種	
7	日	赤口	
8	月	先勝	
9	火	友引	
10	水	先負	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（5月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	木	仏滅	
12	金	大安	
13	土	赤口	
14	日	先勝	
15	月	友引	
16	火	大安	
17	水	赤口	
18	木	先勝	
19	金	友引	
20	土	先負	
21	日	仏滅	
22	月	大安 夏至	
23	火	赤口	
24	水	先勝	
25	木	友引	
26	金	先負	
27	土	仏滅	
28	日	大安	
29	月	赤口	
30	火	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（5月分）